

令和5年 第2回臨時会・第3回定例会

あ
ら
ま
し

- ◆第2回（8月）臨時会は、8月21日に開催され、特別委員会の設置を求め、発議2件が議員から提出されました。審査の結果、賛成少数により否決されました。
- ◆第3回（9月）定例会は、9月6日から9月28日までの23日間にわたり開催され、各会計の決算認定の他、報告2件、人事案件や条例の制定・改正、補正予算など14件が市長から提出されました。議案は、審査の結果、いずれも原案のとおり、可決・承認されました。また、一般質問では8名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

第3回定例会 市長あいさつ及び提案理由の説明（一部抜粋）

ウィズコロナへの転換やテクノロジーの進化など、新しい時代は予測不能で混沌とした状況が未だ続いておりますが、本市の将来像である「笑顔で住み続けたいまち、行方」の実現をより確かなものとし、行方らしさを生かした新たな価値・サービスを創造していくために、過去の事象をきちんと検証し、変化を恐れず、ドラステックな改善と改革を続け、真に市民や地域が必要とする施策に着実に取り組んでまいります。

どうか今後とも、持続可能で、将来に希望の持てるまちの実現に向けて、市民の皆様、そして、議員各位におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



第2回臨時会の経過

8月21日（月）
【本会議】開会

※議案の内容は11ページ

会期の決定、諸般の報告
議案の上程、説明、
質疑、討論、採決
閉会

第3回定例会の経過

9月6日（水）【議会運営委員会】
【本会議】開会

※議案の内容は次のページから

会期の決定、諸般の報告
議案の上程、提案理由の説明
監査報告、議案質疑、
委員会付託、委員長報告
質疑、討論、採決（議案の一部）

8日（金）【本会議】一般質問
11日（月）【本会議】一般質問
13日（水）【本会議】議案質疑、討論、採決、
委員会付託

14日（木）【総務委員会】付託案件の審査
15日（金）【教育厚生委員会】付託案件の審査
19日（火）【経済建設委員会】付託案件の審査
20日（水）【予算決算常任委員会】付託案件の審査
21日（木）【予算決算常任委員会】付託案件の審査
22日（金）【予算決算常任委員会】付託案件の審査
28日（木）【議会運営委員会】
【全員協議会】

【本会議】委員長報告、質疑、討論、採決
議員の派遣
閉会中の所管事務調査
閉会

6 会計決算は認定

補正予算・決算審査のため、予算決算常任委員会（阿部 孝太郎委員長）が開催され、議長を除く17名の委員により、審査が行われました。

審査内容の詳細については、次号の議会だよりでお伝えします。

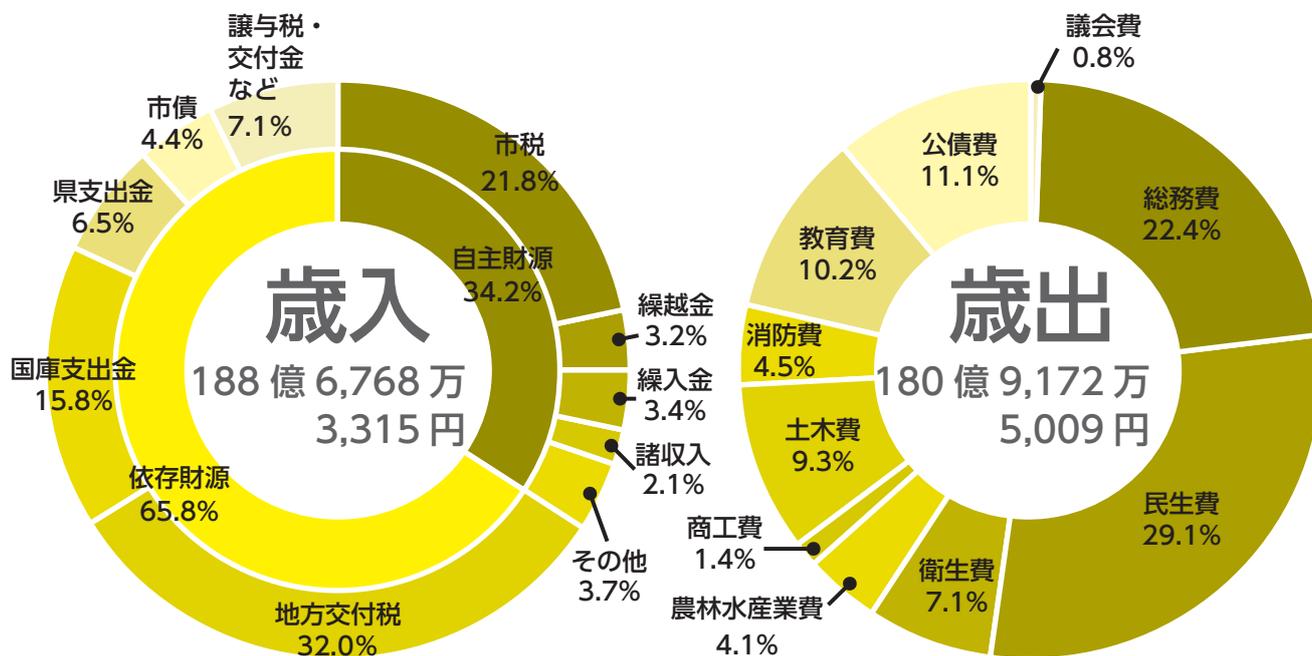
監査委員の意見

（一部抜粋）

今後の財政運営に当たっては、職員一人一人がこれらの将来を見据えた中長期的な視点や危機意識を持ち、組織全体としての内部統制機能の強化を図るとともに、限られた財源の下で社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに 대응することが重要である。事業見直しや経費削減、国・県の補助金の活用などの新たな財源確保を図り、効率的・効果的な運営に努め、安定的な財政運営を確立し、市民・地域・行政が連携し持続可能なまちづくりの実現に向けた安心安全な地域社会を次世代につなげることができるよう努められたい。

行方市監査委員
小林 大輪 嘉裕
久

令和4年度 一般会計の決算状況



一般・特別・企業会計別決算

会計名	歳入	歳出	差引残額
一般会計	188億 6,768万 3,315円	180億 9,172万 5,009円	7億 7,595万 8,306円
国民健康保険特別会計	45億 9,387万 6,895円	45億 7,186万 4,312円	2,201万 2,583円
介護保険特別会計	40億 915万 3,827円	37億 4,071万 1,207円	2億 6,844万 2,620円
介護サービス事業勘定	1,219万 374円	1,085万 4,205円	133万 6,169円
後期高齢者医療特別会計	4億 3,387万 6,188円	4億 3,031万 1,308円	356万 4,880円
水道事業会計	9億 4,872万 3,085円	8億 2,149万 4,895円	1億 2,722万 8,190円
資本的収入及び支出	2億 53万 4,985円	4億 7,083万 4,038円	△ 2億 7,029万 9,053円
下水道事業会計	7億 9,577万 6,796円	7億 6,855万 3,369円	2,722万 3,427円
資本的収入及び支出	3億 1,541万 9,439円	5億 5,489万 1,568円	△ 2億 3,947万 2,129円
合計	301億 7,723万 4,904円	294億 6,123万 9,911円	7億 1,599万 4,993円



※その他、詳細については行方市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/dir009206.html>)

主要指標から見た 行方市の財政状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度の行方市健全化判断比率の報告がありました。

• **実質赤字比率** **--%** **(赤字額がないため--%の表示)**
標準財政規模における一般会計等の赤字の割合を指標化したもの

• **連結実質赤字比率** **--%** **(赤字額がないため--%の表示)**
行方市のすべての会計を合算して赤字の割合を指標化したもの

• **実質公債費比率** **8.7%**

市の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示し、通常3年間の平均値を使用します。

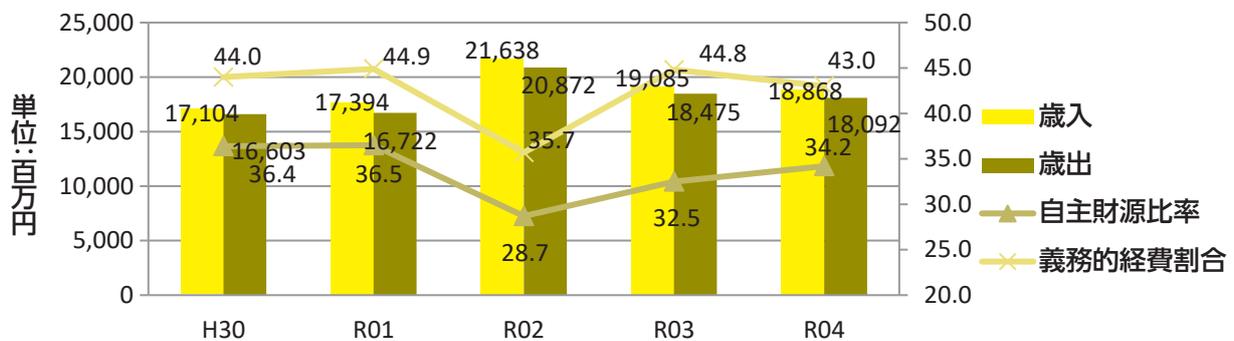
年度 / 項目	比率	県内平均	早期健全化基準
R03	8.3	6.3	25.0
R02	7.9	6.5	
R01	7.4	6.7	

• **将来負担比率** **36.0%**

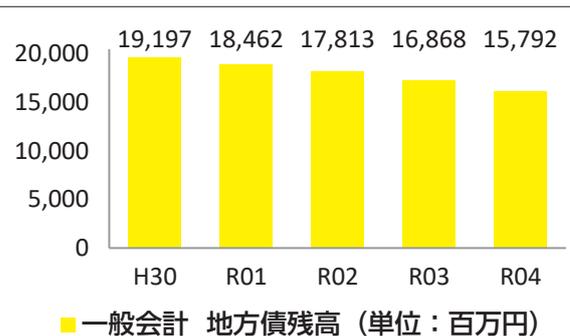
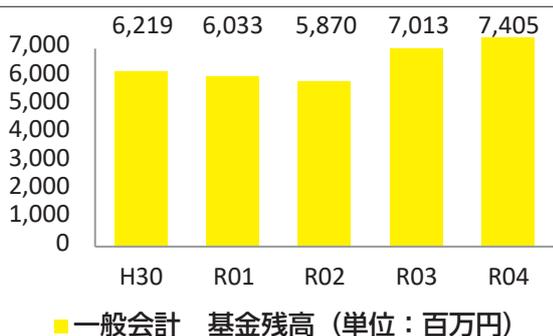
地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

年度 / 項目	比率	県内平均	早期健全化基準
R03	45.3	28.8	350.0
R02	68.3	39.4	
R01	62.6	41.9	

5年間の一般会計決算の推移



自主財源比率・・・歳入に占める自主財源（市税、手数料・使用料、寄附金等）の割合
義務的経費割合・・・歳出に占める義務的経費（人件費、公債費、扶助費等）の割合



令和5年第3回行方市議会定例会 付託案件の審査

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。議決結果は12ページをご参照ください。

総務委員会

Q A

霞ヶ浦ふれあいランド条例の制定について

霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業により、新たに開館する附属施設の名称、入館料及び指定管理者の運営等に関わる規定を定めるため、霞ヶ浦ふれあいランド条例（平成17年行方市条例第128号）の全部を改正するもの

Q 入館料の設定根拠及び事業主側から提案された入館料の金額は

A 事業者である霞ヶ浦ふれあいランド株式会社が開係する施設や関東近辺の同様の施設、集客人数などを計算した中で、ある程度収益が上がるというようなところで設定をしました。今回の金額は、あくまでも上限の設定ということになります。

また、事業主側からは上限の設定として、1650円の金額を提案されました。

Q 虹の塔について、入館料を値上げする理由は

A 近年の、物価や燃料費、電気料金の高騰などを踏まえ、今回100円程度値上げさせていただいています。近隣の施設でも、物価高騰などの影響に伴い、全体的に100円から300円程度値上げをしている状況があります。

年間の利用者数が、コロナ禍以前に戻ってきているということもあり、今回料金を上げさせていただいた経過があります。

Q 旧町時代に配付した無料券の取り扱いはどのようにするのか

A 今回、料金を値上げさせていただく中ではありますが、事業者側と調整の上、ある程度の期間を設け、その期間の中で使用していただけるような対策を考えていきたいと思っています。

Q 条例制定に伴う規則案の内容は

A 現在、全8条の規則案を協議している段階です。この案の概略については、第1条が趣旨ということで、管理に関して必要な事項を定めるという内容、第2条が附属施設以外の施設について、条例第2条に定める附属施設は有料施設とし、附属施設以外の施設（広場、野外ステージ、ざぶざぶ溪流、駐車場等）は無料とするという内容、第3条が休館日（水曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときはその翌日、また、12月29日から翌年1月1日までの間）について、第4条が開館時間（午前10時～午後5時）について、第5条が入館料の減免について、第6条が入館料の還付について、第7条が入館料の拒否について、第8条が補則ということで、この規則に定めるもののほか、ふれあいランドの管理に関しては市長が別に定めるということになっています。



委員からの意見・要望

事業主から提案された金額で入館料を設定するのではなく、障害者や高齢者はもとより、市民に十分に配慮した金額にすること、また、トイレや駐車場等の環境整備にも留意していただきたい。

教育厚生委員会

▼子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）の施行に伴い、関係条例の規定を整理するもの

Q 行方市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機を介して住民票等の写しや各種証明書を交付する場合における当該交付に係る手数料の額を引き下げるもの

Q 改正内容の市民への周知はどのように行うのか

A 市報にてお知らせを掲載する予定です。コンビニ交付手数料が改定になったことや使用方法、使いみちをお知らせしながら、手数料が減額になったこと以外に、市民の皆さんへのサービス向上にもつながるということもお伝えしていきたいと考えています。

Q マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニエンスストアで交付を受けることができるのか

A マルチコピー機のある全国のセブンイレブン、ローソン、セイコーマートなどのコンビニエンスストアのほか、イオン、カスミ（全店舗）などで取得できます。

経済建設委員会

▼令和4年度行方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度行方市水道事業会計未処分利益剰余金3億2235万6674円のうち1423万1597円を減債積立金に積み立て、3億812万5077円を資本金に組み入れるもの

▼令和4年度行方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度行方市下水道事業会計未処分利益剰余金3079万7974円を減債積立金に積み立てるもの

～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、請願（陳情）者の住所、署名又は記名押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名又は記名押印が必要です。
- ※ 紹介議員が見つからないときは、陳情書としてください。
- ※ 提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

（表紙例）

〇〇〇に関する 請願（陳情）書	
紹介議員 署名又は 記名押印	印

（内容例）

〇〇〇に関する請願 （陳情）	
1. 要旨	
2. 理由	
令和 年 月 日	
請願（陳情）者の住所	
署名又は 記名押印	印
行方市議会議長	殿

各委員会への付託が省略された議案

議決結果は12ページをご参照ください。



▼令和4年度行方市健全化判断比率の報告について

令和4年度行方市資金不足比率の報告について

▼人権擁護委員候補者の推薦について

坂本 将 (捻木)

坂本氏を候補者として推薦することについて、適任であると答申しました。
任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間です。

▼人権擁護委員候補者の推薦について

阿須間 京子 (繁昌)

阿須間氏を候補者として推薦することについて、適任であると答申しました。
任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間です。

▼教育委員会委員の任命について

大崎 あい子 (矢幡)

令和5年11月30日で任期満了となる大崎氏を再度任命することに同意しました。
任期は令和5年12月1日から令和9年11月30日までの4年間です。

▼固定資産評価審査委員会委員の選任について

椎名 繁 (手賀)

令和5年11月30日で任期満了となるため、委員に任命することに同意しました。
任期は令和5年12月1日から令和8年11月30日までの3年間です。

▼固定資産評価審査委員会委員の選任について

大曾根 崇 (五町田)

令和5年11月30日で任期満了となるため、委員に任命することに同意しました。
任期は令和5年12月1日から令和8年11月30日までの3年間です。

▼固定資産評価審査委員会委員の選任について

河野 一郎 (三和)

令和5年11月30日で任期満了となるため、委員に任命することに同意しました。
任期は令和5年12月1日から令和8年11月30日までの3年間です。

議案
第40号

霞ヶ浦ふれあいランド条例の制定について

可決

反対討論

この9月定例会で議決するには内容の検討が不十分と思われる。

事業者側のリスクは極めて低いのに、市民の感覚で納得できる入館料ではなく、2度目以降の入館は期待できない。1回限りの入館もしくは開店休業状態では、観光交流人口を増やすなどの施策は、増えるどころか減少してしまうことになる。

このような状況下でも、本市の19億円の借金返済は進んでしまい、市民目線の霞ヶ浦ふれあいランドになっていないと考える。



建設中の霞ヶ浦ふれあいランド
(10月11日 虹の塔から撮影)

賛成討論

霞ヶ浦ふれあいランドの立地条件や地域の子育て環境、周りの経済効果をみても再整備は有意義だと考える。我々議員も再整備事業をしっかりチェックし、これからの経営も監視していかなくてはならない。また、この事業が成功するように、市民の役に立つように、地域のためとなるように前進させていくのも私たち議員の仕事である。

この再整備事業には茨城県が約1億円の補助金を設定している。これは、約30万人の来場が見込めること、7億5千万円の収益が見込めるということ、県も注目している事業の一つである。そういった事業を、私たち市議会としても支えていくことが必要と考える。

本市にも賑わいのある場を提供していくことは必要であり、本市の未来につながっていく。ぜひ再整備を進め、観光の拠点として本市が発展していくためにも、条例を制定し運営を確立していく必要があると考える。

反対討論

これまで、契約書も実施設計図も変更計画書も見せてもらっておらず、全く見えない中で行われてきた事業である。本来なら、みんなの総意で賛成されるべき事業だ。

廃棄物や匂い、ふん尿の対策など、市民は不安に思っている。それで条例だけ制定と云っても無理なところがある。上限だとしても入館料1650円は高い。入館者が少なくなれば、利益を出すために料金を高くするというような悪循環に陥ってしまうので、初めから低くしておいたほうが良い。

責任のあり方で、民間事業者がやっているのとは次元が違う。そのようなことも条例の中にきちんと書かなくてはならないと考える。

反対討論

少子高齢化、過疎化指定の中で、本市の身の丈に合った行政のあるべき姿というのが、今回の17年間で約20億円の市税の使い道として大変疑問を持っている。

入館料上限の1650円は、あまりにも市場実勢からかけ離れた値段であると思う。12万人の来場者を受け入れる駐車場も未整備であり、その時の混乱状態の対策もしていない。

また、行政的な手続き上、行政リスク・財務リスクも含めて詳細な報告がない中で、是非を問うべき対象が見えていない。根拠性が見えてこない。オープンな明確性も見えない中で条例を制定するなど、あってはならない議案の上程であると思う。

本会議において 賛否が分かれた議案

議案 第46号
(第6号) について
令和5年度行方市一般会計補正予算



※討論はありませんでした。

認定 第1号
令和4年度行方市一般会計歳入歳出決算認定について



反対討論

霞ヶ浦ふれあいランド維持管理委託料について。水の科学館修繕事業の工事が、事業契約書記載の維持管理運営開始日より1年2カ月遅れており、当然、令和4年度中は、旧水の科学館及びキリン動物園は維持管理運営していない。従って、事業者の口座に振り込まれたということは違法な支出である。

道の駅管理事業は、一部業者委託があるものの市の直営事業として支出されたものとして計上されている。しかし、霞ヶ浦ふれあいランド再生整備入札募集要項には道の駅の維持管理は必須と記載されている。本来この支出は、事業者が受け取った委託料の中から支出すべきものとして、決算書に計上すべきである。

再整備施設購入費についても、疑義がある。
市民の利益は全く考えていないと思われる、それを反映しているものこそが、霞ヶ浦ふれあいランドに対する決算書であると考えられる。

賛成討論

すでに債務負担行為は可決されており、1年目の支払いは妥当であると認識している。

霞ヶ浦ふれあいランド再整備事業に対し、茨城県も観光振興への施設の認定ということで補助金1億円を付けた。今回、議案の認定をして11月に順次オープンということだが、県のお墨付きをいただきたいのだから、なんとしても成功させなくてはならないと思っているし、成功すべきであると考えている。

反対討論

1つ目として、スマートモビリティ活用推進事業は、運用の実態がないにも関わらず計上されている。

2つ目として、霞ヶ浦ふれあいランド再整備事業は、以前から不透明さについての疑念が払しょくされない。今回の支出についても、実態とリスクに対し遺憾である。

3つ目として、防災対応型エリア放送関係について、これまで15億円くらいの市税が投入されている。しかしながら100%事業が完成するまでの期間と費用について、未だに先が見えていない。
納税者に対する責任として、決算に疑念がある以上賛成することはできない。身の丈に合った行政のための決算書を出すべきである。

議案賛否結果一覧表

(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-、議長=■)

賛否が分かれた議案と賛否結果	1 宮 和 洋	2 山 口 律 理	3 伊 勢 山 仙 寿	4 高 野 市 郎	5 阿 部 孝 太 郎	6 小 野 瀨 忠 利	7 栗 原 繁	8 土 子 浩 正	9 貝 塚 俊 幸	10 鈴 木 裕	11 高 橋 正 信	12 小 林 久	13 高 木 正	14 大 原 功 坪	15 鈴 木 義 浩	16 岡 田 晴 雄	17 高 柳 孫 市 郎	18 宮 内 守	賛 否 結 果
議案 第40号	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	■	可決
議案 第46号	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	△	×	○	○	○	×	■	可決
認定 第1号	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	■	可決

※賛成者を起立させ、表決を行いました。

※議長は通常、表決に加わりません。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です (棄権は退席・不在を含みます)。

スマホで読める！議会だより

デジタルブック配信しています

- ブラウザでもアプリでも、スマホやタブレットで読めます。
- 10言語で読めます。
- 音声読み上げもできます。
- 文字サイズを調整できます。

※ブラウザは音声読み上げに対応しておりません。

音声読み上げには無料アプリ（カタポケ）のインストールが必要です。

無料アプリ『カタポケ』
このアイコンが目印です。



行方市の情報をスマートフォンやタブレット、パソコンで！



まちの情報を
電子アプリでお届けします



無料 FREE

カタログポケット

Catalog Pocket

「Catalog Pocket」は
まちのさまざまな情報を閲覧できるアプリです。
アプリ上で登録をすれば
プッシュ通知で確実に情報をお届け。
多言語対応&音声読み上げもできます。



行方市のコンテンツはこちら▶



Catalog Pocket
カタポケ

無料 FREE

iPhone



Android



PCも可

※ PC版はプッシュ通知はありません。

※ デジタルブックの配信は発行日の10日後となります。

令和5年第2回行方市議会臨時会 議案の審議 賛否が分かれた議案

賛否が分かれたので、討論の内容をお伝えします。議決結果は12ページをご参照ください。

議員発議

発議
第2号

行方市議会庁舎建設等調査特別委員会の
設置について

否決

【設置の目的】行政機能の中枢を担う市庁舎をはじめとする公共施設等の建設、整備及び市有財産の利活用に関し、議会の立場から多様な視点に立って必要な事項の調査・検討及び提言を行う

反対討論

議論の場が特別委員会の設置で増えるのは歓迎すべきことであるが、現在山積する行政の重要課題全てに特別委員会を設けることは不可能と思われる。至急を要し、頻出する事態に当たるのであれば、すでに設置されて機能している常任委員会の活用が有効であり最善であると思う。今議論すべきは、委員会の設置についてではなく、案件そのものであり、設置すべき必然性は感じられない。また、設置の目的が茫洋、あまいである。

賛成討論

予算決算常任委員会は議会上程された予算・決算を審査する機関で、調査特別委員会は調査をする機関であり、それぞれの機能は異なる。議会の調査権は行使すべきものであり、前例では議員の皆が闊達な意見を交わしている。調査だから賛成、反対の結果が出るとか出ないとかではなく、市民の負託を得て、期間とエネルギーの限りで調査をするということが、調査特別委員会の設置の目的である。

反対討論

災害対応や新庁舎建設、市民生活に影響するような大きな問題に対して、議会が通年で常時、調査・研究し、議論をするために設けられたのが予算決算常任委員会であると認識している。その過程の中でも、各議員が議論を重ね、十分認識の上で、常任委員会化に取り組んだ。問題へのアプローチの仕方は違ってても、求めるところは各議員同じであると思う。

賛成討論

この委員会の設置は、あくまでも手段であり、委員会を作るのが目的ではない。その成立要因、成立過程も含めて、市民生活上の中での、行政の中の組織体としての議会の立場を考え、一日も早い設置をして対応・調査するべきである。

発議
第3号
行方市議会災害等調査特別委員会の設置
について

否決

【設置の目的】激甚化・頻発化する台風や豪雨、地震等の災害に対して、災害発生後の迅速で円滑な復旧・復興のために必要な事項の調査・検討及び提言を行う

※討論はありませんでした。

議案賛否結果一覧表

(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-、議長=■)

賛否が分かれた 議案と賛否結果	1 宮寄 和洋	2 山口 律理	3 伊勢山 仙寿	4 高野 市郎	5 阿部孝 太郎	6 小野瀬 忠利	7 栗原 繁	8 土子 浩正	9 貝塚 俊幸	10 鈴木 裕	11 高橋 正信	12 小林 久	13 高木 正	14 大原 功坪	15 鈴木 義浩	16 岡田 晴雄	17 高柳孫 市郎	18 宮内 守	賛否 結果
発議 第2号	×	○	×	○	×	×	×	×	○	○	-	×	○	×	×	×	○	■	否決
発議 第3号	×	○	×	○	×	×	×	×	○	○	-	×	○	×	×	×	○	■	否決

※賛成者を起立させ、表決を行いました。

※議長は通常、表決に加わりません。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です（棄権は退席・不在を含みます）。

令和5年第2回行方市議会臨時会 提出議案議決結果

《議員提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
発議第2号	行方市議会庁舎建設等調査特別委員会の設置について	否決	—
発議第3号	行方市議会災害等調査特別委員会の設置について	否決	—

※ □色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

令和5年第3回行方市議会定例会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
報告第14号	令和4年度行方市健全化判断比率の報告について	—	—
報告第15号	令和4年度行方市資金不足比率の報告について	—	—
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	坂本氏を 適任であると答申	—
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	阿須間氏を 適任であると答申	—
議案第36号	教育委員会委員の任命について	原案同意 (全会一致)	—
議案第37号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意 (全会一致)	—
議案第38号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意 (全会一致)	—
議案第39号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意 (全会一致)	—
議案第40号	霞ヶ浦ふれあいランド条例の制定について	原案可決 (賛成多数)	総務委員会
議案第41号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第42号	行方市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第43号	令和4年度行方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第44号	令和4年度行方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会

※ □色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

第3回(9月)定例会で補正された予算(令和5年度)

議案番号	補正額(総額)	主な内容	議決結果
議案第45号 一般会計(第5号)	464万3千円 増額 (188億7,418万4千円)	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと応援寄附金募集事業(還付金) / 28万4千円 地域情報通信基盤管理事業(光ケーブル復旧工事) / 175万1千円 教育振興補助事業(体育文化振興費補助金) / 169万5千円 など 	原案可決 (全会一致)
議案第46号 一般会計(第6号)	1,778万6千円 増額 (188億9,197万円)	<ul style="list-style-type: none"> 文書管理事務費(個人情報安全管理体制構築業務委託料) / 352万円 公共交通運営事業(乗合タクシー運行委託料) / 1,467万2千円 など 	原案可決 (賛成多数)
議案第47号 介護保険特別会計(第2号)	1,789万7千円 増額 (38億5,591万円3千円)	<ul style="list-style-type: none"> 国庫支出金等償還金 / 1,789万7千円 	原案可決 (全会一致)

※補正予算は予算決算常任委員会に付託されました。

※□色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

決算認定(令和4年度)

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
認定第1号	令和4年度行方市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (賛成多数)	予算決算 常任委員会
認定第2号	令和4年度行方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算 常任委員会
認定第3号	令和4年度行方市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算 常任委員会
認定第4号	令和4年度行方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算 常任委員会
認定第5号	令和4年度行方市水道事業会計決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算 常任委員会
認定第6号	令和4年度行方市下水道事業会計決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算 常任委員会

※□色が付いたものは賛否の分かれた議案です。



本会議の様子を「なめがたエリアテレビ」にて、

ON AIR

生中継しています。

インターネット(パソコン、スマホ)では、録画中継をしています。

現在、平成29年第2回定例会から令和5年第2回定例会までがご覧になれます。準備が整い次第、令和5年第3回定例会も公開いたします。



防災対応型
エリア放送

52

チャンネル

なめがたエリアテレビ

なめがたネット放送局を検索し、市議会録画中継へ
これまでの録画中継はこちらから▶

